

暴力的な指導（体罰）の根絶及び生徒理解に基づく指導の徹底について

八王子市立梶田中学校
校長 関山 一樹

令和8年度 八王子市立梶田中学校の生活指導の方針と体罰防止の取組について

I 生活指導の方針・体制について

(1) 生徒の心に寄り添う、共感的な指導

- ①『是は是、否は否』を基本とし、毅然とした態度で、教師として、または人生の先輩として生徒がより良く生きていけるような指導を心がける。
- ②感情的になってしまった生徒に対しても辛抱強く接し、落ち着かせたうえで生徒自身にその行動を振り返らせ、考えるようにさせる。その後、教職員の一方的な指導ではなく、問題行動が発生した原因を踏まえ生徒一人一人の心のケアに努めながら、保護者とも連携し、生徒自身に問題行動の防止について考えさせる指導を行っていく。

(2) 校内の言語環境の整備

生徒間はもちろんのこと、教員間での言語環境を整え、指導の際にも正しい言葉を遣い、威圧的な態度での指導は慎む。ただし、上記でも示したように毅然とした指導は継続して行っていく。

(3) 複数体制での指導の徹底

生活指導の際には教職員の感情的な指導を防止するため、複数体制で指導にあたり体罰の防止に努める。また、万が一暴力的な指導が行われた際には速やかに管理職へ報告する。

(4) 全校体制での指導の充実

小さなことでも全教員で情報の共有を素早く行い、問題に対して全校体制で取り組む体制を準備しておく。

各学年や部活動内での問題も生活指導部を中心に学年の枠を越えて指導にあたる。特にいじめ問題や指導が困難な生徒については、学校いじめ対策委員会などで指導の方針や指導後のケアも含めて協議し、担任や学年の教員が抱え込んでしまうことのないような環境をつくる。

(5) 未然防止を踏まえた生活指導

問題発生後の対応だけでなく、定期的に集会等で、今後心配される生活指導上の課題について生徒に情報提供や注意喚起を行い、問題行動を未然に防ぐ。

また、全教育活動を通じた心の教育や体験活動を充実させ、自尊感情や規範意識を高めることで生徒の健全育成を推進する。

2 体罰防止に向けた取組について

(1) 校内研修の実施

サービス事故防止月間を受けて、サービス事故の発生状況や及ぼす影響の大きさについて校内研修を実施し、体罰を『しない・させない・許さない』の共通理解のもとで指導にあたる。

(2) 校長による体罰根絶へ向けた面談の実施

教職員一人一人と校長が面談を実施し、自己および同僚の暴力的な指導についての聞き取りを行い予防に努める。

(3) 相談シートの活用

教育委員会から通知されている「相談シート」を活用し、情報が寄せられた場合は管理職が生徒から聞き取りを行い、教職員への指導や教育委員会への報告などを行う。

(4) 体罰防止セルフチェックの実施

全教職員がチェックリストで日常の指導を振り返り自己点検を行う。